第七節の二の四　携帯無線通信等を抑止する無線局の無線設備

（携帯無線通信等を抑止する無線局の無線設備）

第五十四条の四　携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　送信空中線電力は、一ワット以下であること。

二　電源設備及び空中線系を除く無線設備は、容易に開けることができないこと。また、増幅部が別の筐体に収められている場合にあつては、無線設備としての同一性を維持できる措置が講じられており、かつ、それぞれが容易に開けることができないこと。

三　空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

四　通信方式は、単向通信方式であること。

別表第三号（第７条関係）

［１～64　略］

65　携帯無線通信等を抑止する無線局の送信設備のスプリアス発射及び不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、17、21、45及び46に規定する値を準用する。

66　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から65までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

別表第三号（第７条関係）

［１～64　同左］

［新設］

65　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から63までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十二日

総務大臣　高市　早苗

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
［略］	［略］	［略］	［略］
消防・救急体制整備費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			

改　正　前

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
消防・救急体制整備費補助金			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和二年度に取得した財産からこれを適用する。